



平成 30 年 3 月 30 日
総合政策局総務課土地収用管理室

事業認定の円滑化に向けた相談窓口を設置します

用地取得の経験が少ない起業者や、事業認定の取り扱いが少ない認定庁も存在することを踏まえ、起業者、認定庁が相談しやすい環境づくりの一環として、平成 30 年 4 月 1 日より、国土交通本省に土地収用法の事業認定の円滑化に向けた相談窓口を設置します。

相談窓口では、次の相談を承ります。

- ① 認定庁が事業認定に関する事務を行うにあたっての相談
- ② 起業者が事業認定申請を行うにあたっての相談

※本省が認定庁とならない都道府県や市町村からの相談も承ります。

<想定される相談例（認定庁から）>

当該認定庁において、〇〇事業についての認定実績がなく、事業認定を受けるために必要な公益性の説明方法がよくわからない。

→これまでの認定事例等から活用可能な事例を紹介します。また、説明方法について助言を行います。

相談は E-mail 又は Fax にて受付
事業認定に係る相談窓口

E-mail : expr-eco@mlit.go.jp

F a x : 03-5253-1546

ホームページ URL

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/sosei_land_fr_000463.html

<注釈>

- ・事業認定：土地を収用する公益上の必要があること等の要件を満たす場合に行う処分。
- ・起業者：土地収用法第 3 条に掲げる、道路や河川などの収用適格事業を行う者。
- ・認定庁：事業認定の処分を行う行政庁。国又は都道府県の事業等であれば国土交通大臣、市町村の事業等であれば都道府県知事となる。

<問い合わせ先>

国土交通省総合政策局総務課土地収用管理室

企画専門官 内田、収用係長 神長

代表(03)5253-8111（内線 24152、24157）

FAX(03)5253-1546